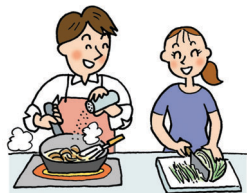


那須塩原市男女共同参画推進条例

どうして「条例」が必要なのでしょう



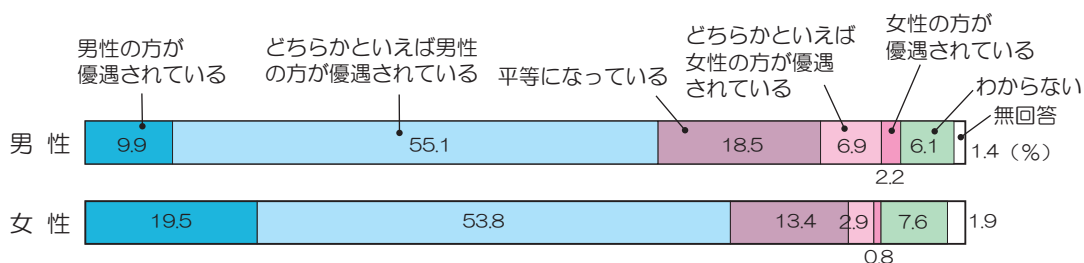
誰もが心豊かに生きがいを持って暮らせるためには、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が自らの意思により対等な立場であらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う『男女共同参画社会』の実現が必要です。

しかし、那須塩原市においても、未だ性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、半数以上の方が不平等感を感じています。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権を侵害する行為を、多くの方が見聞きしています。

那須塩原市は、これらの課題を解決し、市、市民、事業者が連携協力して男女共同参画の取り組みを進めていくために、この条例を制定しました。



社会全体における男女の地位の平等感（那須塩原市）



（平成17年男女共同参画社会に関する意識調査）

1 男女共同参画を推進する基本的な考え方を決めました（第3条）

男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んじられること、性別により差別されないこと、個人としての能力を発揮できること、男女間の暴力がなくなること

社会における制度又は慣行についての配慮

男女が社会の活動を自由に選択できるよう、性別による固定的な役割分担意識や偏見に基づく社会制度や慣行のあり方を考えていくこと

方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の方針立案・決定に共同で参画できること

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの活動とその他の社会活動を両立できるようにすること

男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴や性を理解し、尊重することにより、健康な生活を送ることができるようにすること

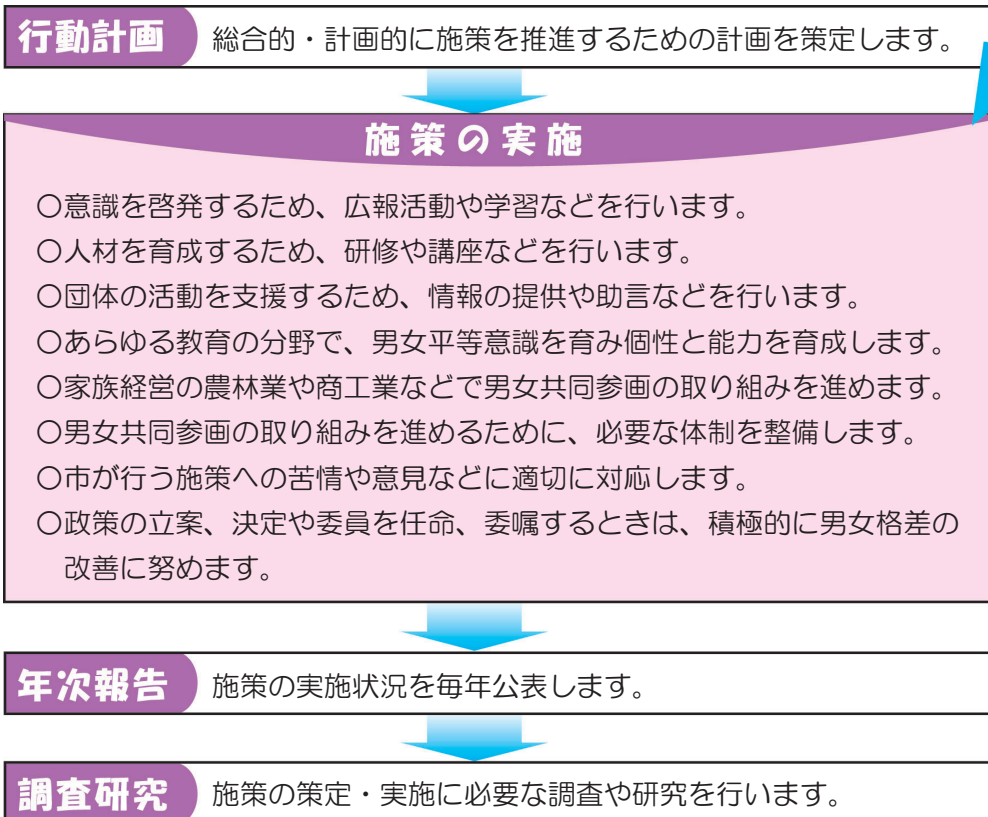
国際社会の動向を踏まえた対応

国際社会の動きと歩調を合わせて男女共同参画を推進すること

2 市と市民、事業者のみなさんの責務を定めました（第4条～第6条）



3 市が実施していく施策を定めました（第7条～第17条）



4 性別による権利侵害の行為を禁止しました（第18条～第20条）

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において次の行為を禁止します。

~~性別による差別的取り扱い~~

~~セクシュアル・ハラスメント~~

~~男女間の暴力的行為~~



また、一般に広く表示されるポスターやチラシなどに次のような表現を行わないよう求めました。

~~性別による役割分担や男女間の暴力的行為を助長・連想させる表現
不必要な性的表現~~

5 男女共同参画審議会を設置します（第21条）

市が策定する男女共同参画計画や男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議したり、市長に意見を述べたりします。

- 市民（公募）、関係機関の職員、事業者、学識経験者などで構成します。
- 男女の委員それぞれが4割未満にならないようにします。



市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策について意見の申出があったときは、必要に応じ男女共同参画審議会の意見を聴くなど、適切に対応するよう努めます。

問い合わせ先 生活環境部生活課生活係 ☎ 0287-62-7126